平成２５年（再イ）第１０号

熊本県八代市上野町1415番地２
再生債務者　山崎　伸矢

１　決議に付する再生計画案　平成26年２月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月４日まで

平成26年３月７日　熊本地方裁判所八代支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２３年（再イ）第３１号

北九州市小倉北区富野台12番12号、再生計画認可決定時の住所北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―1005号
再生債務者　伊藤　和典

１　決議に付する変更再生計画案　平成26年２月21日付け変更再生計画案
２　変更再生計画案に対する回答期間　平成26年３月26日まで

平成26年３月５日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第５２号

三重県松阪市大黒田町1851番地５
再生債務者　中山　進

１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年２月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年３月７日　津地方裁判所松阪支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第９号

秋田市御所野地蔵田４丁目22番１号
再生債務者　三浦　光夫

１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月４日

秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号

秋田県大仙市太田町太田字築地古館６番地７
再生債務者　田中　盛光

１　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月４日まで
４　一般異議申述期間　平成26年４月18日から平成26年５月２日まで

秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

神奈川県横須賀市追浜東町１丁目49番地29
再生債務者　宮腰　一徳

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年３月28日まで

平成26年３月７日

横浜地方裁判所横須賀支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

鹿児島県枕崎市岩崎町476番地
再生債務者　杉原　康史

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月４日

鹿児島地方裁判所知覧支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第１００４３号

住所・居所不明、最後の住所長崎県長崎市向町887番地、認可決定時の住所長崎県長崎市向町６番地
再生債務者　蒲生　義彦

１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成17年12月12日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成26年３月６日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

平成二十五年十二月二十四日開催の甲の臨時社員総会及び平成二十五年十二月二十五日開催の乙の臨時社員総会において、左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月十七日

群馬県高崎市綿貫町字堀米前一三四一番地
群馬県高崎市綿貫町字堀米前一三四一番地
（甲）医療法人社団千栄会
理事長　岡野　昭
群馬県高崎市南大類町八八五番地二
（乙）医療法人社団田貫会高瀬クリニック
理事長　高瀬　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
平成二十六年三月十七日
東京都港区西麻布四丁目一七番二九号
（甲）ゴールデン富士株式会社
代表取締役　エリック・ガン
東京都港区西麻布四丁目一七番二九号
（乙）ゴールデン富士合同会社
代表社員　エリック・ガン

合併公告

左記会社は、平成二十六年七月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月六日
掲載頁　六十三頁（号外第四十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月六日
掲載頁　六十三頁（号外第四十七号）

平成二十六年三月十七日

大阪市中央区久太郎町一丁目四番八号
（甲）株式会社広告商事
代表取締役　田中平八郎
大阪市中央区久太郎町一丁目四番八号
（乙）株式会社廣研
代表取締役　田中平八郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりワタベウェディング株式会社（乙、住所京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町六七一番地）の国内挙式事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十六年三月十七日

東京都中央区京橋一丁目１番六号
株式会社ウェディング企画
代表取締役　梶　明彦

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十一日
掲載頁　五十九頁（号外第一一〇号）

平成二十六年三月十七日

東京都台東区蔵前三丁目一二番八号
（甲）ムイズユニオン株式会社
代表取締役　服部　達彦
大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号ＲＩＳＥ８８ビル　（乙）株式会社モリゲームズ
代表取締役　田中　真信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月六日
掲載頁　六十三頁（号外第四十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月六日
掲載頁　六十三頁（号外第四十七号）

平成二十六年三月十七日

大阪市中央区久太郎町一丁目四番八号
（甲）株式会社広告商事
代表取締役　田中平八郎
大阪市中央区久太郎町一丁目四番八号
（乙）株式会社廣研
代表取締役　田中平八郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりワタベウェディング株式会社（乙、住所京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町六七一番地）の国内挙式事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十六年三月十七日

東京都中央区京橋一丁目１番六号
株式会社ウェディング企画
代表取締役　梶　明彦